○北陸地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

北陸地方整備局長　小俣　篤

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
小矢部市安楽寺字裏山六番地内	前	二五・一九～九五・四六メートル　〇〇・〇三七キロメートル
	後	二五・一九～九五・四六メートル　〇〇・〇三七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○中部地方整備局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百三十八号	静岡県駿東郡小山町須走字中ノ沢三九五番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月十六日

○近畿地方整備局告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十六日から二週間近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　道路の種類	一般国道
二　路線名	二十八号
三　指定する道路の部分	

区間	幅員延長
洲本市中川原町市原字才ケ本三九八番一から同市中川原町市原字才ケ本三九八番一まで	〇・〇〇～一五四・七〇メートル　〇・三二八キロメートル

四　指定する期日　平成三十年二月十六日

○近畿地方整備局告示第二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十八号	洲本市中川原町市原字才ケ本三九八番一から同市中川原町市原字射場六一二番一まで	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月十七日十五時

○四国地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

四国地方整備局長　平井　秀輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号及び百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
新居浜市萩生字岸ノ下一一八九番一から同市萩生字岸ノ下一一五六番五地先まで	前	一〇〇・五〇～五〇〇・五九メートル　〇〇・一二二キロメートル
	後	二七・〇七～五〇〇・五九メートル　〇〇・一二二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

四国地方整備局長　平井　秀輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号及び百九十二号	新居浜市萩生字岸ノ下一一八九番一から同市萩生字岸ノ下一三三四番六まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月十六日

○四国地方整備局告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

四国地方整備局長　平井　秀輝

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域
一般国道　十一号及び百九十二号	新居浜市萩生字岸ノ下一一八九番一から同市萩生字岸ノ下一三三四番六まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年二月十六日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所